

## 中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 配当源泉税に関する日本香港租税協定の適用

### 1. 事例

日本法人甲社は香港法人 A 社の 100%子会社です。このたび、甲社が A 社に配当を支払う際、「租税条約に関する届出書」を所轄税務署に提出し、配当金額の 5%に相当する源泉所得税を徴収・納付しました。その後、香港 A 社は香港の税務局に対して「オフショア・クレーム」を行ったうえで、香港で税金を申告・納付していないことが分かりました。

この場合、香港 A 社に支払う配当にかかる源泉所得税をどのように取り扱えばよいのでしょうか？

### 2. 分析

#### (1) 日香租税協定

我が国は、2010年3月31日に香港政府と「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国香港特別行政区政府との間の協定」(以下、日香租税協定という)を締結しました。日香租税協定第10条により、一方の締約者の居住者が他方の締約者の法人に支払う配当に対しては、一方の締約者において租税を課することができますが、その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約者の居住者である場合には、当該配当の額の 5%<sup>1</sup>を超えることはできません。

この条約の取扱いが適用される香港の居住者とは、「香港特別行政区内に事業の管理および支配の主たる場所を有する法人」をいい、(日香租税協定 4(1)(iii))「事業の管理および支配の主たる場所」とは、その法人またはその他の者の役員および上級管理者が当該法人またはその他の者のための戦略上、財務上および運営上の方針について日々の重要な決定を行い、かつ、当該法人またはその者の従業員がそのような決定を行うために日々の活動を行う場所をいうことが了解されています(日香租税協定議定書 3)。

つまり、香港 A 社は次の条件を満たさなければ、我が国の所得税法上の 20.42%の源泉徴収税率に代えて、5%に軽減された税率の適用を受けることができないものと解されます。

- ① 香港 A 社が香港特別行政区内に事業の管理および支配の主たる場所を有する法人(居住者)に該当すること
- ② 香港 A 社が当該配当の受益者であること(代理人等でないこと)

#### (2) 香港のオフショア・クレーム

香港に設立登記された法人のうち、そのオペレーションまたは事業管理を香港において行わない法人が、税務局に対してオフショア免税(offshore tax exemption)の適用を申請し、その適用が認められた場合には、当該法人は、オフショア経営会社(離岸経営公司)として、香港の利得税<sup>2</sup>が免除されます。ただし、このようなオフショア経営会社であっても、香港内の所得に対しては利得税が課税されます。

オフショア経営会社は、その定義によれば、香港内において事業の管理および支配を行わない法人なので、租税協定の適用上、香港の居住者として扱われないこととなります。

### 3. 結論

上述したとおり、香港 A 社は日香租税協定に規定されている香港居住者に該当しないため、配当にかかる源泉所得税は日本国内法に規定されている 20.42%となります。事例における日本甲社は、5%しか源泉徴収していなかったため、不足分を香港 A 社より徴収し、所轄税務署に納付しなければなりません。

<sup>1</sup> 当該配当の受益者は、配当を支払う法人の議決権のある株式を 6 カ月間通じ、10%以上保有していなければならない。

<sup>2</sup> 香港の利得税は、日本の法人税に相当する税金である。



# Grant Thornton

An instinct for growth™

## お見逃しなく！

香港法人が獲得する所得のうち、利得税の課税対象は、香港源泉所得のみであって、香港源泉所得以外の所得（オフショア所得）は非課税です。よって、オフショア・クレームを行わなくても、オフショア所得に対する香港の利得税の課税は行われません。